

# 均等割申告書（第22号の3様式）記載の手引

## 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、千葉市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する公共法人（法人税法第2条第5号の公共法人）及び公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を含む。）で法人税を課されないもの（法第296条の規定により非課税となるものを除きます。）が市民税の均等割を申告する場合に使用します。
- (2) この申告書は、4月30日までに千葉市長あてに1通を提出してください。

## 2 各欄の記載のしかた

- (1) 「※処理事項」は、記載する必要はありません。
- (2) 金額の単位区分（けた）のある欄は、単位区分に従って正確に記載します。
- (3) 「法人番号」は、法人番号(13桁)を記載します。
- (4) 「同左の月数①」の月数は、暦により計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。
- (5) 「この申告によって納付すべき市民税の均等割額②」は、「指定都市に申告する場合の②の計算」の欄の合計額を記載します。なお、この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。
- (6) 「指定都市に申告する場合の②の計算」は、事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。なお、「※区コード」の欄は記載する必要はありません。

## 3 均等割の税率

均等割の税率は、各区ごとに50,000円となります。

## 4 書類の提出先・問い合わせ先

千葉市東部市税事務所 法人課 法人班

〒264-8582 千葉市若葉区桜木北2-1-1（若葉区役所内）

TEL 043（233）8142

※郵送により申告書を提出される方で、「控」の返送を希望される方は、返信用切手を貼付した封筒を同封してください。

窓口にお持ちいただく場合は、西部市税事務所市民税課及び各市税出張所でもご提出いただけますが、記載内容等について相談が必要な場合は、法人課法人班へお問い合わせください